

相談窓口の設置形態について

○団体に委託している都道府県（15カ所）

＜単一団体に委託（13カ所）＞

青森県、宮崎県、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、福井県、岐阜県、静岡県、兵庫県、岡山県、大分県、宮崎県

※委託先＝社会福祉士会、身体障害者福祉協会など

＜複数団体に委託（2カ所）＞

- ・岩手県は、市町村社会福祉協議会（33カ所）に委託。
- ・大阪府は、各市の基幹相談支援センター（18カ所）に委託

○個人に委託している都道府県（8カ所）

北海道（地域相談員約630人）、千葉県（地域相談員約570人、広域相談員16人）、富山県（地域相談員1500人）、山梨県（障害者差別地域相談員43人）、京都府（地域相談員245人）、長崎県（地域相談員169人）、熊本県（約160人）

※相談員は、民生児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員などを想定

○委託内容

必要な助言及び情報提供、関係者間の調整、行政機関への通報など

※その他、鹿児島県などで社会福祉士会に権利擁護研修を委託している例あり

○直営等（24カ所）

県職員又は非常勤職員を配置して対応